

## E. 自筆証書遺言（遺言書情報証明書）・秘密証書遺言

①	<b>自筆証書遺言書（遺言書情報証明書）・秘密証書遺言書</b>
②	<b>遺言書検認済証明書または遺言検認調書謄本（遺言書情報証明書の場合は不要）</b> 遺言書が民法の定めどおりに作成されていることの家裁判所の証明書。 遺言書の内容の検証まではしません。
③	<b>被相続人さまの戸籍謄本・除籍謄本等</b> <b>ただし、法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）があれば不要です。</b> 被相続人さまの死亡日の確認ができる書類（戸籍・除籍謄本、住民票等）が必要です。
④	<b>遺言執行者の印鑑証明書</b> ①の遺言書または下記⑥で遺言執行者が選任されている場合。 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。
⑤	<b>遺言書で当行の預金等を承継される受遺者さまの印鑑証明書（遺言執行者が選任されていない場合）</b> 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 受遺者さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
⑥	<b>遺言執行者選任審判書謄本</b> 上記①で遺言執行者が選任されている場合は不要です。 遺言の内容が遺産分割の必要な場合に家庭裁判所へ選任の申立をします。
⑦	<b>被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード</b> ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探しください。
⑧	<b>相続手続依頼書</b> 遺言執行者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 遺言執行者の選任がなされていない場合は受遺者（遺言書で被相続人さまの預金等を承継される方）のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑨	<b>相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡します。</b> 相続預金等を現金解約される場合に必要です。 遺言執行者または遺言執行者の選任が必要でない場合は上記⑧の相続手続依頼書の3で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑩	<b>受遺者さまの預金取引印</b> 被相続人さまの定期預金等を解約（払戻・売却）せず名義変更される場合に必要となります。